

学校生活の状況について

標記の件について、下記のとおり報告します。

- | | | |
|---|-----------------------|-------------|
| 1 | 令和4年度(2022年度)生徒指導のまとめ | P 2 ～ 1 3 |
| 2 | 児童生徒の登下校における安全対策について | P 1 4 |
| | 〈参考資料〉(2月～4月)はぐくみ | P 1 5 ～ 1 7 |

令和4年度（2022年度）

生徒指導のまとめ

城陽市小中高生徒指導連絡会
城 陽 市 教 育 委 員 会

令和4年度 城陽市における小・中学校問題行動等の概要

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

城陽市教育委員会 学校教育課

1 問題行動の概要

(1) 小学校の状況と概要

①件数及び指導人数の状況

- ・問題行動の総件数は81件で、前年度より80件減少
- ・総指導人数は123人で、前年度より137人減少

②学年別指導人数の状況

- ・学年別指導人数は、前年度と比べ、1年生で大きく減少

③男女別指導人数の状況

- ・男子が90人（全体の73.2％）で、前年度より144人減少
- ・女子は33人で、前年度より7人増加

④月別の指導件数と指導人数の状況

- ・指導件数は5月が最も多く、次に1月と続く
- ・指導人数は5月が最も多く、次に1月と続く

⑤概要

前年度と比べ、全体的に指導人数・件数が減少している。昨年度は同じ児童が複数回事象を起こしている状況であったが、年度が替わり新たな担任を中心とし、丁寧に関わり対応した結果が表れている。「その他」の事象が全体の66.7％を占めており、その主な内容は、児童間トラブル（けんかやからかい等）が多く、金銭持ち出しや教師反抗や校外迷惑行為もある。

「不登校」については前年度と比べ、11人減少しており、4年生と5年生が6人と多い状況である。

(2) 中学校の状況と概要

①件数及び指導人数の状況

- ・問題行動の総件数は141件で、前年度より23件増加
- ・総指導人数は295人で、前年度より106人増加

②学年別指導人数の状況

- ・学年別指導人数は、前年度と比べ、1年生で大きく増加

③男女別指導人数の状況

- ・男子が227人（全体の76.9％）で、前年度より92人増加
- ・女子は68人で、前年度より14人増加

④月別の指導件数と指導人数の状況

- ・指導件数は2月が最も多く、次に5月と続く
- ・指導人数は10月が最も多く、次に5月と続く

⑤概要

前年度と比べ、全体として問題行動は増加している。特に、コミュニケーション不足を起因とした生徒間でのトラブルや喧嘩が増加している。「その他」の事象が全体の91.5％を占めており、その主な内容は、生徒間トラブル（けんかやからかい・いやがらせ）が多く、携帯電話・スマートフォン等不要物の持ち込みや使用、テストの改ざんといったルール違反や教師反抗もある。

「不登校」については前年度と比べ、23人減少しているが、2年生の人数が多い。

(3) 全体的な傾向と考察

- ① 「暴力的事象」(生徒間暴力、対教師暴力、対人暴力) また、器物損壊や恐喝については、小学校では特に高学年で、他者との関わりの中でトラブルが発生してけんかに発展している傾向にある。中学校については生徒間暴力が減少しているが、引き続き、「暴力は如何なる理由があろうとも絶対に許されない行為である」という認識で、全教職員が共有し、毅然と対応し継続的な指導を進めてきた。また、保護者とも連携を密にし、特に課題のある児童生徒には、指導と支援を粘り強く続けてきた。

小学校では、6年生、4年生の順に多く、また中学校では、1年生、2年生の順に多い。小・中学校とも、1学期中頃からの学校生活に慣れた時期からトラブルが多くなる傾向がある。お互いに上手にコミュニケーションがとれるような指導をしていく必要がある。

- ② 「不良行為等に関わる事象」(悪質ないたずら、無断外泊・家出等) については、小学校では火遊びが2件発生した。中学校では不良行為等の事象は発生していない。小・中学校ともに不良行為の発生件数は近年減少傾向にある。

また、「窃盗的事象」(万引き、金銭物品盗、金銭の持ち出し等) については、小学校では「万引き」「金銭持出」「金銭物品盗」の事象が8件発生した。中学校では窃盗的事象は発生していない。「窃盗的事象」については小学校で発生件数が多い状況である。

各学校では、警察等の協力を得て「非行防止教室」を全校で実施し、規範意識の向上に努め、小学校においては、中学年に対象を広げ、また中学校においては、夏休み以降に事象が増加することから早い段階で実施している。

- ③ 昨年度までと同様に、小・中学校とも事象全体の中で「その他」の事象が大きな割合を占めている。その主な内容としては、「生徒間トラブル(けんかやからかい・いやがらせ)」「ルール違反」「教師反抗」「授業エスケープ」等があげられる。

また、スマートフォンやパソコン・タブレットによるLINE・インターネット等のメディアを介しての「ネットによるトラブル」もあり、これらの事象は、いじめや大きな犯罪につながる可能性があり、その危険性や情報モラルについて正しく理解し、またその活用方法についても指導し、徹底していく必要がある。

- ④ 不登校児童生徒数は、前年度と比べると、小学校、中学校ともに減少している。不登校児童生徒に対してきめ細かく柔軟な対応が必要である。特に特別な支援を要する児童生徒も多く、状況把握をしっかりと行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の有効的な活用と、適応指導教室の活用も含めた、より丁寧な指導が必要である。また、関係機関との連携を進めることも効果的であるとする。中学校では2年生が多く、小学校では4年生、5年生といった上級生の人数が多い。学校において組織的に対応するとともに今後もより丁寧に寄り添い、保護者と連携しながら継続的な指導と支援を行うことが大切であるとする。

2 指導課題

(1) 生徒指導の三機能を生かした教育活動の展開

生徒指導の三機能(自己有用感、共感的人間関係、自己決定)をあらゆる教育活動の場に生かすことで、生徒指導のねらいである「自己指導能力」の育成を図ることができる。

① 「自己有用感を与える」

達成感や成就感を味わうことで、自己有用感(自分が価値のある存在である)を実

感する。

②「共感的人間関係を育成する」

互いを尊重し認め合い、共感的に理解し協力し合える人間関係を築く。

③「自己決定の場を与える」

自らの課題を見出し、自ら考え、判断し行動する。これらの視点をあらゆる教育活動の場面で持つことが大切である。

(2) 児童生徒の規範意識の醸成

学校や社会のきまり・ルールを守ることの意義や重要性などの規範意識の醸成を図るために、学級活動や道徳、「非行防止教室」などを積極的に活用し、日々の教育活動全体を通じて、繰り返し粘り強く指導することが求められている。

規範意識の醸成は家庭におけるしつけが核になるが、学校はそれを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を担っている。学校と家庭、地域との協力・連携により、規範意識の醸成に努めていくことが重要である。

(3) 指導体制の確立と組織的・計画的な指導の推進

生徒指導は、全ての教育活動を通じて、全教職員が協力して進める必要があり、そのためには、全教職員が方針や取組等を共通理解し、協働体制を築くことが大切である。また、児童生徒一人一人の自己実現を援助するためには、全教育活動においてねらいを明確にし、組織的・計画的に生徒指導を推進する必要がある。

生徒指導の全体計画・年間計画の作成については、児童生徒の課題を十分に把握・分析し、家庭や地域社会との連携やそれらが持ち合わせている教育力を十分に活用するという視点も大切である。

(4) いじめの未然防止、早期発見・早期対応できる体制づくり

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものでもあり、また、極めて深刻な事態となる危険性がある。このことを教職員一人一人が常に意識し、未然防止、早期発見・早期対応に向けて学校全体として組織的に取り組むことが必要であり、次のような視点を持つことが大切である。

- ① 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を、児童生徒に示し、徹底するとともに、道徳や学級活動等をはじめ、全教育活動を通じて児童生徒の人権意識を更に高める指導を行う。
- ② 教師と児童生徒の信頼関係を築くとともに、児童生徒がいつでも気軽に教師に相談できる雰囲気づくりに努める。また、「スクールカウンセラー」や「心の居場所サポーター」、「まなび・生活アドバイザー」などの積極的な活用を図る。
- ③ いじめアンケート調査、教育相談活動、作文や生活記録ノート、行動観察等多面的な情報収集に努める。また、教職員が日常的にアンテナを高く張って、児童生徒から発信される危険信号を見逃さずキャッチすることも大切である。
- ④ 「城陽市いじめ防止基本方針」や各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、学級担任だけではなく、学年や学校全体で組織的で総合的な力、チームで対応する。また、学校のみで解決することに固執せず、必要に応じて関係機関等の活用、連携をして指導にあたる。
- ⑤ インターネットやスマートフォン・携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応として、児童生徒に対する危険性や情報モラルに関する指導を進めるとともに、保護者や地域に対しても幅広く情報提供や啓発活動を進める。
- ⑥ いじめの指導が終了したその後も十分注意を払い、見守りを続け、いじめが解消に至った後も日常的に注意深く観察を行い、継続的にきめ細かな指導を行う。

(5) 教育相談の充実と不登校児童生徒への対応

教職員は、児童生徒との日常の何気ない会話も教育相談の一つと捉え、子どもの心の葛藤や不満、悩みや不安といった内面の理解に努めることが必要であり、教師自身がカウンセリングマインドを身に付けることが大切である。

そして、不登校児童生徒の態様は多様化しており、その対応についても個々の児童生徒の状況に応じた支援が必要である。不登校児童生徒の対応については、次のような支援が考えられる。

- ① 学校に登校できるが教室に入りにくい児童生徒に対しては、別室登校、放課後登校による相談活動や学習支援等を進める。
- ② 外出することはできるが、学校には登校できない児童生徒に対しては、城陽市適応指導教室（ふれあい教室）への通室や教育相談、フリースクール等への通室、ふれあい宿泊学習等への参加を呼びかける。
- ③ 家庭にひきこもり傾向の児童生徒に対しては、担任等による家庭訪問を行う。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携を行い、個々のニーズにあった放課後登校等の具体的な支援を行う。

また、保護者への相談活動も重要であり、保護者がスクールカウンセラー等への相談を通して心の安定を図ることができ、その結果、子どもの安定につながることも期待できる。

(6) 家庭、地域、関係機関との更なる連携強化

現在の児童生徒の問題行動は、学校の指導体制や相談体制だけでは十分に対応できない場合がある。児童生徒が内面に深刻な問題を抱えている場合、普段表面化しなくても、問題行動が突如出てくる場合がある。さらに、学校の教育的レベルを超えた犯罪的な行為や危険な行為、医療の専門的知識が要求される問題、児童虐待など家庭の養育環境から生じる問題など、学校の教育力だけでは対処しきれない問題も増加している。

児童生徒の健全な育成を図るためには、学校・家庭や地域、関係機関等が、相互のネットワークを形成し、連携を深めていくことが必要である。

(7) 緊急問題への対応 <緊急問題が生じた場合の対応の一例>

※ 必要なメモ、記録、文書の作成及び公文書としての整理と保存

- ① 事実を正確に把握した初期対応
- ② 校長（教頭）への連絡と生徒指導主任、学年主任への連絡
- ③ 情報の収集・整理と当面の方針の決定
- ④ 全教職員で事実と方針の確認
- ⑤ 本人の指導と家庭への連絡（保護者招校、家庭訪問等）
- ⑥ 市教育委員会への連絡と連携
- ⑦ 関係機関への連絡と連携
- ⑧ 二次的事象発生の防止（全体指導等）
- ⑨ 窓口の整理（報道等への対応）
- ⑩ 事後処理と課題の整理
- ⑪ 教材化・教訓化による教職員の資質向上

※ 緊急問題の対応に当たっては、組織性と機動性が問われる。まず、事実を正確に把握することが必要である。さらに、全教職員が事実と当面の対応、方針を共通理解し、解決に向けての各自の役割を果たすことが大切である。

令和4年度 城陽市小・中学校における問題行動の件数及び指導人数

令和4年4月1日～令和5年3月31日 ()内は令和3年度

校 種			小 学 校				中 学 校			
事 象			件 数	人 数			件 数	人 数		
				男 子	女 子	合 計		男 子	女 子	合 計
問 題 行 動	暴 力	生徒間	7 (19)	11 (19)	2 (0)	13 (19)	4 (5)	5 (5)	0 (0)	5 (5)
		対教師	2 (13)	2 (13)	0 (0)	2 (13)	4 (1)	2 (1)	2 (0)	4 (1)
		対人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	器物損壊		6 (11)	6 (11)	0 (0)	6 (11)	4 (1)	6 (1)	0 (0)	6 (1)
	恐 喝		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	万 引 き		3 (0)	1 (0)	3 (0)	4 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
	金銭物品盗		2 (4)	2 (8)	0 (1)	2 (9)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (2)
	バイク・自転(動)車盗		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (2)
	金銭持ち出し		3 (2)	3 (2)	0 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	火 遊 び		2 (0)	2 (0)	3 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	喫 煙		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	飲 酒		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	薬物乱用		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	悪質いたづら・不健全遊び		2 (1)	2 (1)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	無断外泊・家出		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (2)
	わいせつ行為		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (7)	0 (0)	0 (7)
	不純異性交遊		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他		54 (111)	61 (180)	24 (24)	85 (204)	129 (104)	214 (117)	66 (51)	280 (168)
	計		81 (161)	90 (234)	33 (26)	123 (260)	141 (118)	227 (135)	68 (54)	295 (189)

不 登 校 等	不登校	21 (32)	13 (20)	8 (12)	21 (32)	65 (88)	27 (38)	38 (50)	65 (88)
	その他(自殺・被害)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	21 (32)	13 (20)	8 (12)	21 (32)	65 (88)	27 (38)	38 (50)	65 (88)

令和4年度 上位事象の状況（件数） <令和4年4月～令和5年3月>

【小 学 校】

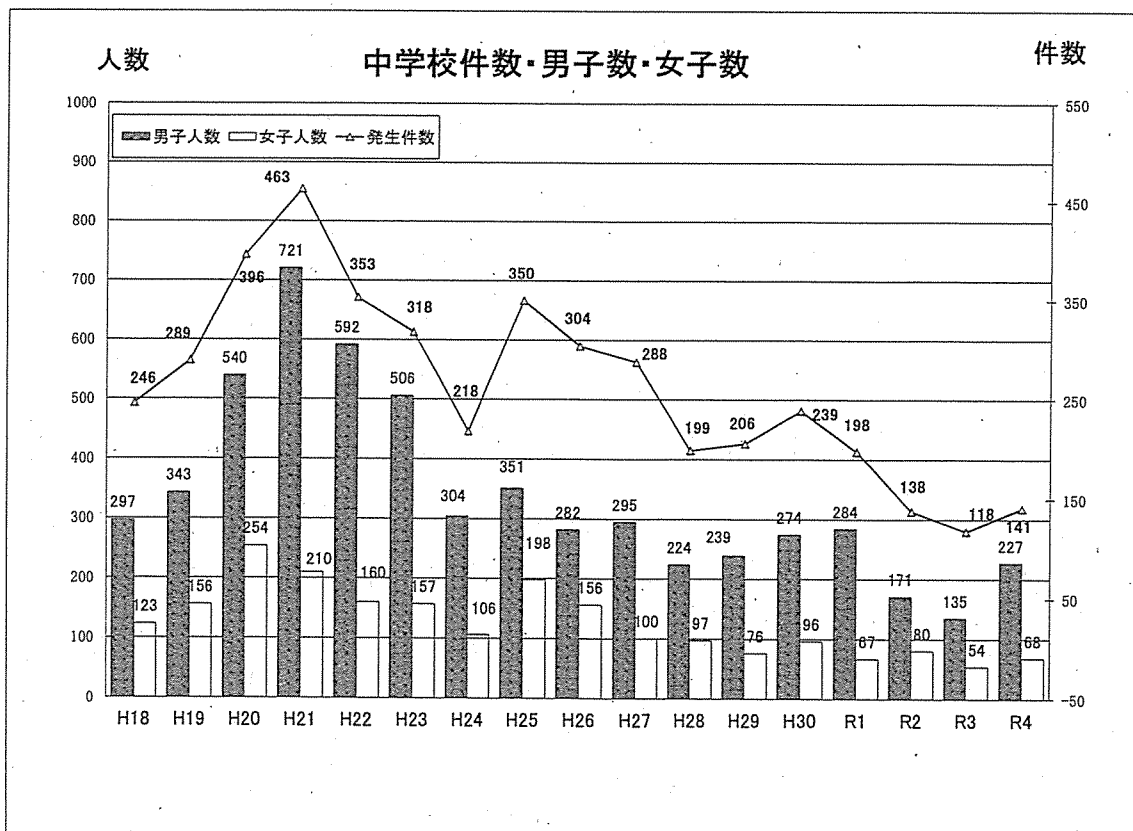
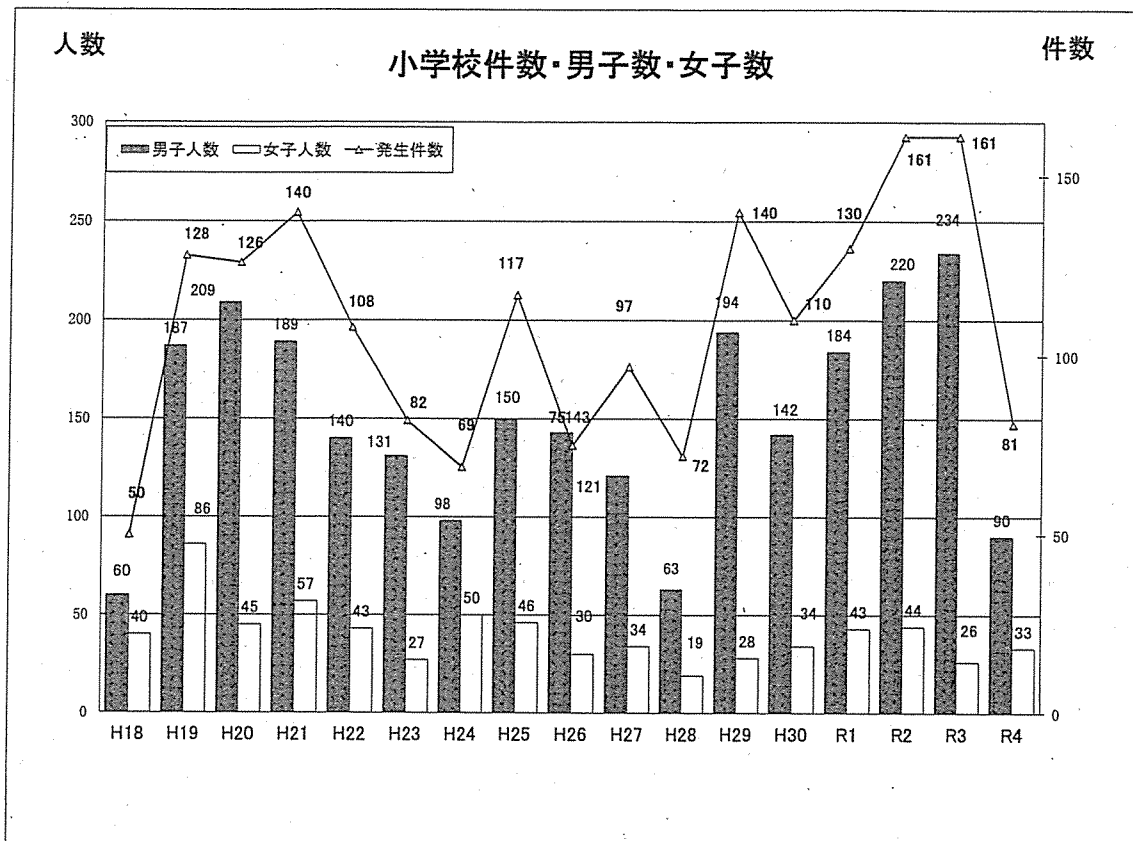
順位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
1	対教師暴力	6件	生徒間暴力	19件	生徒間暴力	7件
2	器物損壊	6	対教師暴力	13	器物損壊	6
3	生徒間暴力	3	器物損壊	11	万引き	3
4	金銭持出	2	金銭物品盗	4	金銭持出	3
5	悪質ないたずら・不健全な遊び	2	金銭持出	2	対教師暴力	2
6	万引き	1	悪質ないたずら・不健全な遊び	1	悪質ないたずら・不健全な遊び	2
7					金銭物品盗	2
8					火遊び	2
	その他	141	その他	111	その他	54
	不登校	29	不登校	32	不登校	21

【中 学 校】

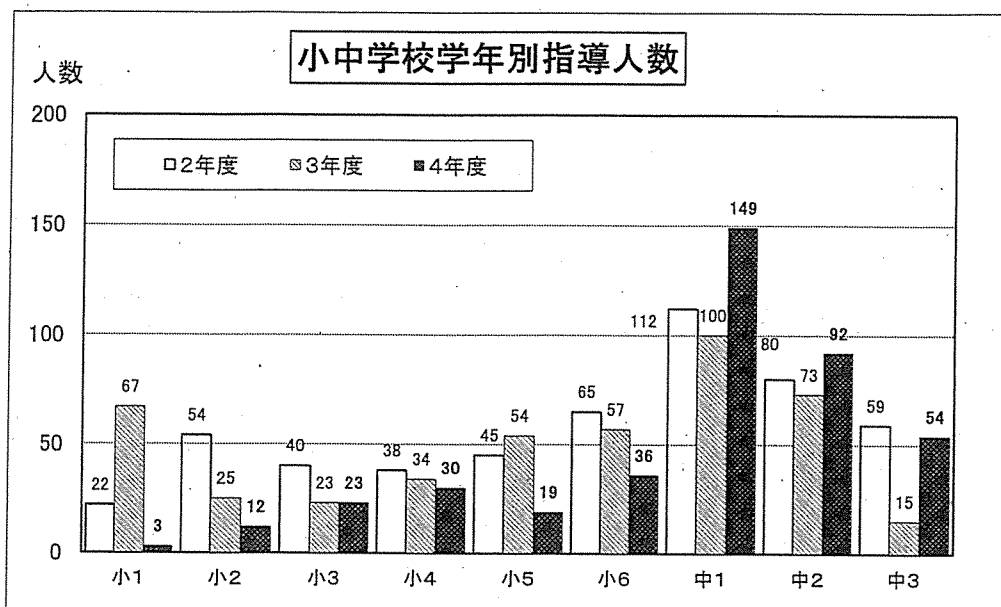
順位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
1	対教師暴力	1件	生徒間暴力	5件	生徒間暴力	4件
2	無断外泊・家出	1	バイク、自転車盗	2	対教師暴力	4
3	喫煙	1	無断外泊・家出	2	器物損壊	4
4			対教師暴力	1		
5			器物損壊	1		
6			万引き	1		
7			金銭物品盗	1		
8			わいせつな行為	1		
9						
	その他	135	その他	104	その他	129
	不登校	93	不登校	88	不登校	65

問題行動の状況

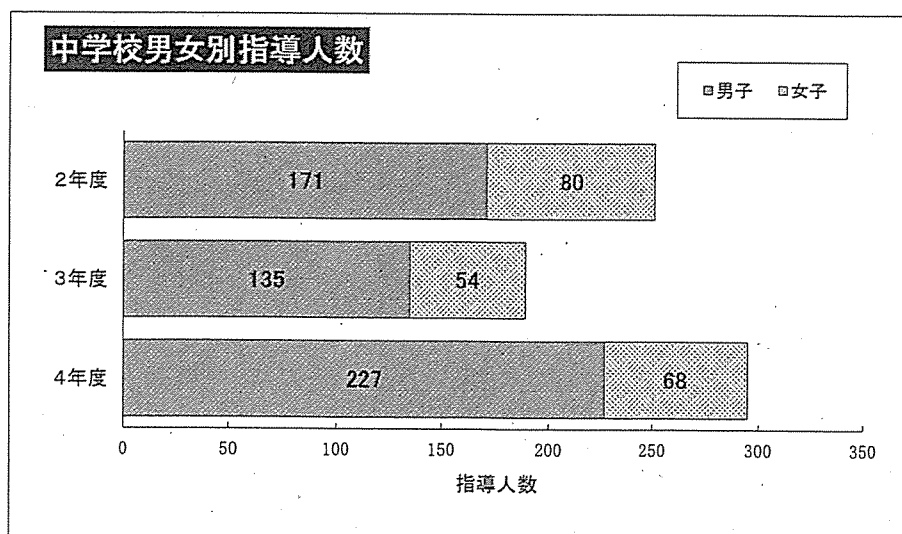
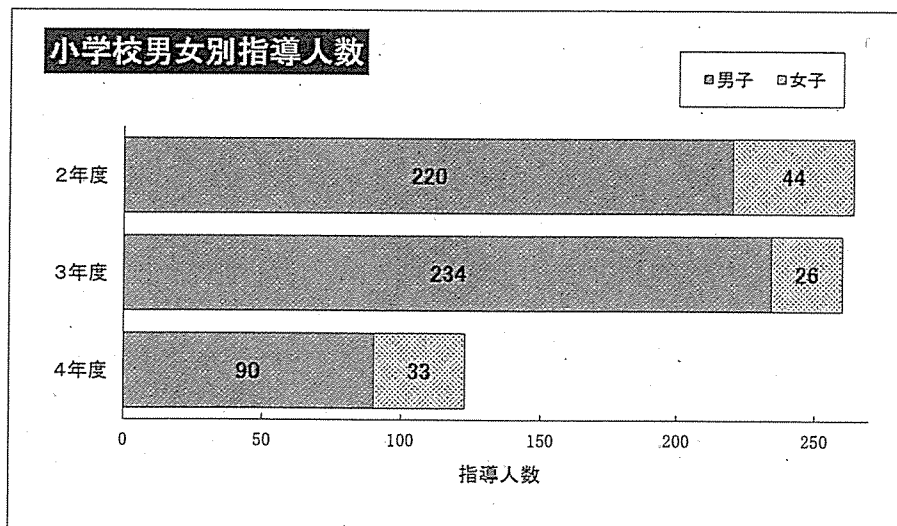
1 件数及び人数



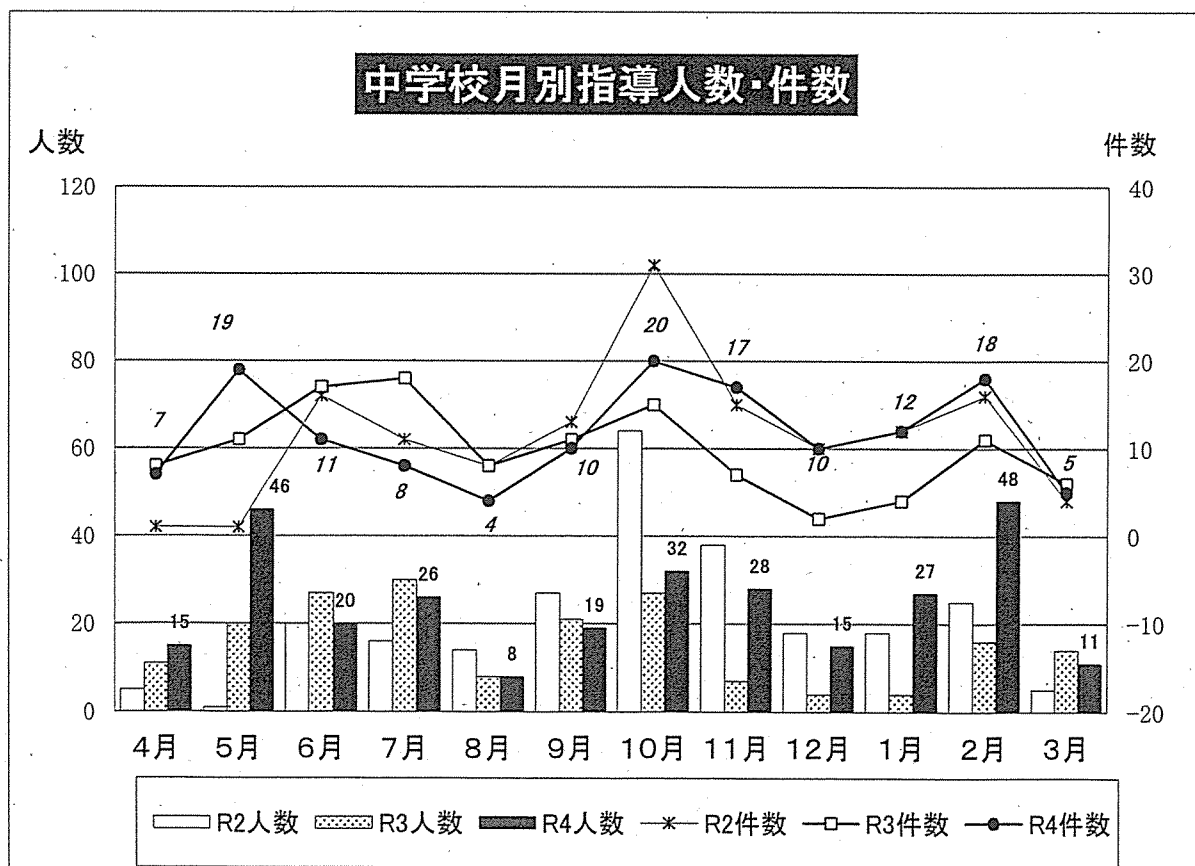
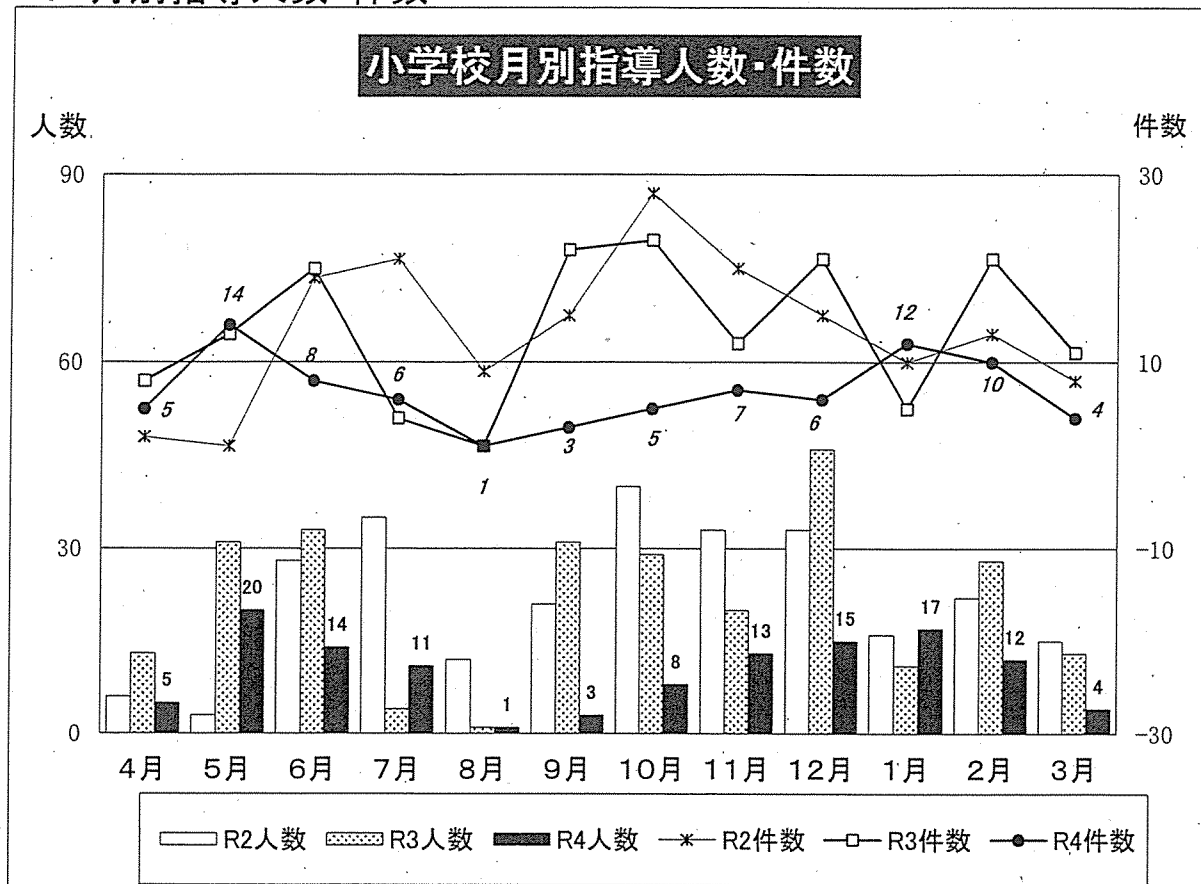
2 学年別指導人数



3 男女別指導人数

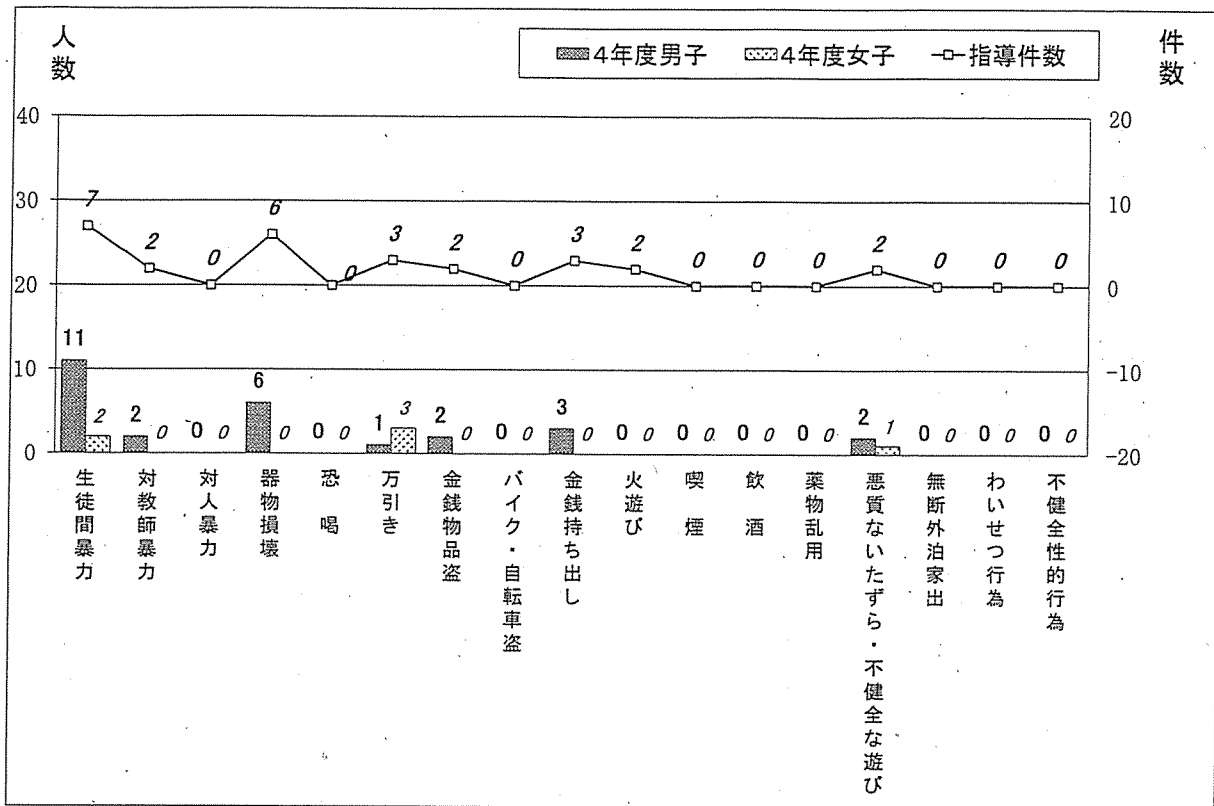


4 月別指導人数・件数

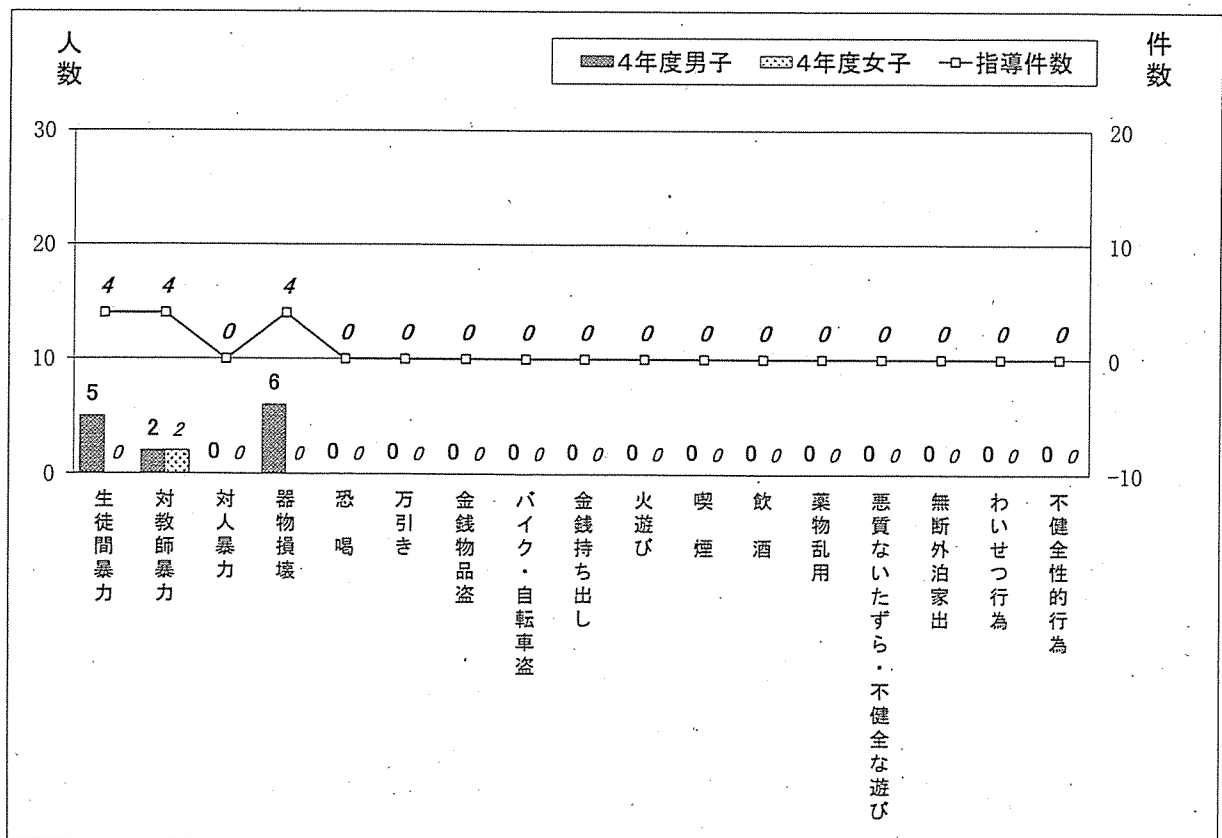


5 事象別指導人数・件数

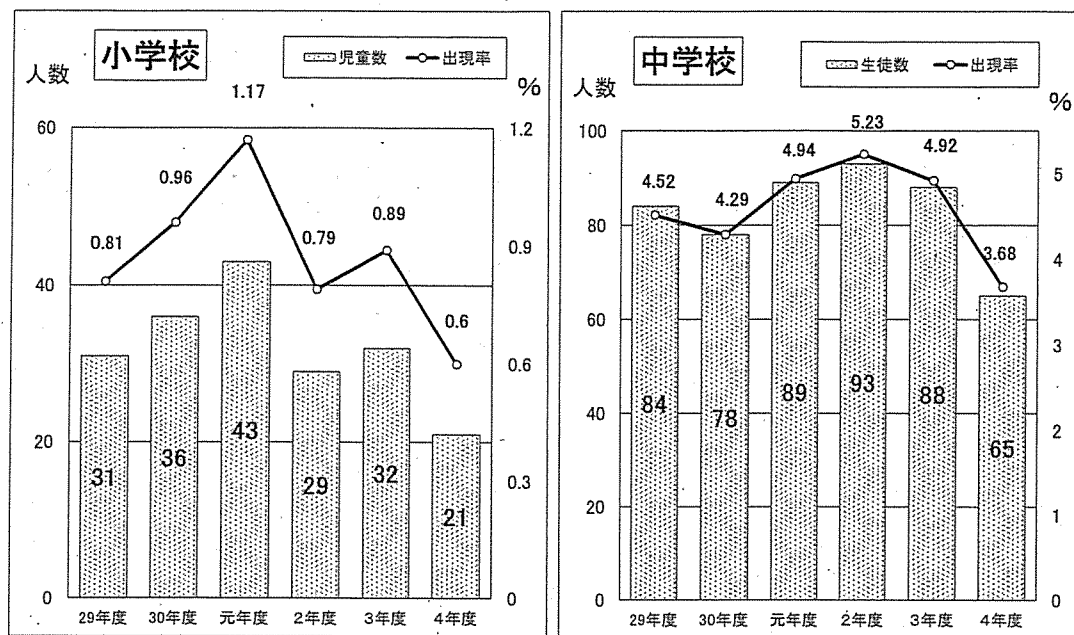
<小学校>



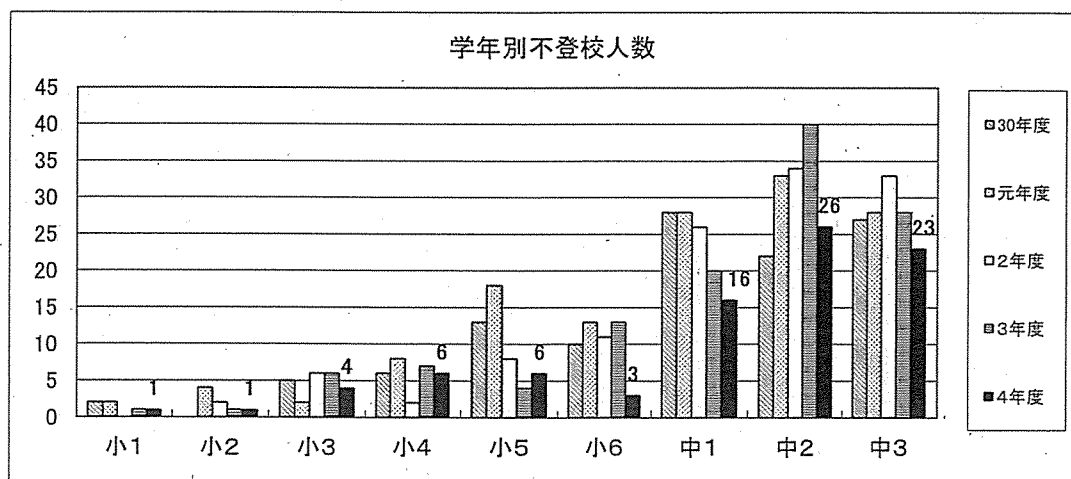
<中学校>



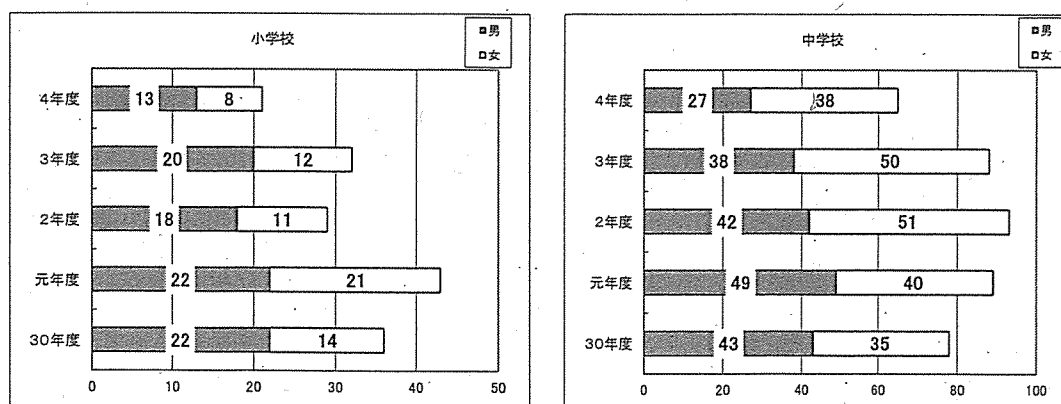
6 不登校児童生徒数の推移



7 学年別不登校人数



8 男女別不登校人数



児童生徒の登下校における安全対策について

近年、登下校中の子どもが被害に遭う交通事故や犯罪が社会問題になっており、本市においても、昨年度、下校中の児童が被害に遭う未成年者略取事件が発生しました。

これらの児童生徒の命にかかる事件事故を重く受け止め、児童生徒の安全確保について、今一度、新たな対策を講じるなど、引き続き多くの目で子どもを見守り、犯罪の抑止を目指しています。

(1) 防犯教育の推進

各校では毎年、不審者対応に係る訓練や登下校時の防犯指導を行っている。

加えて、年度当初に小学校1年生を対象として、城陽署員の指導による登下校時や放課後に危険を感じたときの対応についての安全教室を実施している。

(2) ながら見守りの呼びかけ

教育委員会と警察が共同で「ながら見守り」のチラシを作成し、保護者や自治会、及び民生児童委員協議会、高齢者クラブ等の各種団体に協力を呼びかけている。

ながら見守りとは、通勤や散歩、買い物など普段の生活をしながら、子どもたちを見守る活動です。できる方が、できる時に、できる事を、無理のない範囲で、誰にでも気軽にできる活動で、地域の安全安心につながります。

(3) 「こども110番のいえ」への訪問（久津川小での取組）

登下校中に子どもが危険を感じたときに、躊躇無く助けを求められるよう、年度当初に「こども110番のいえ」に児童が挨拶に出向き、顔つなぎを行う。

本年度においては、地域別グループの児童と担当の教員が、通学路にある「こども110番のいえ」を確認しながら下校した。当日は、警察、市教委も同行し、児童は「こども110番のいえ」の方に、玄関先で元気よくあいさつを行い、ハイタッチをする姿も見られた。

(4) 警察との協力状況（富野小での取組）

昨年度、防犯ボランティア「富野っこ見守り隊」と城陽警察署地域課が人目のつきにくい場所周辺の住宅を訪問し、パンジーやビオラの苗を配布し、児童の下校時間の水やりによる「ながら見守り」の協力を求めた。

本年度においては、「ミニひまわり de ながら☆みまもり」と題して、5月から児童がひまわりを種から育てている。7月には、見守り隊、警察、市教委で、近隣住民に育てたひまわりの苗入りプランターを配布し、下校時間の水やりによる「ながら見守り」の協力を引き続き求めていく予定である。

参考資料

2月の生徒指導上の事象

件数と男女別指導延べ人数(令和5年2月1日～2月28日)

問題行動 件数 校種	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計	19	20
		暴力			器 物 損 壊	恐 ろ か	窃 盗 万 引 き	盗 金 銭 ・ 物 品	盗 バ イ ク ・ 自 転 車	金 銭 の 持 ち 出 し	火 災 遊 び	喫 煙	飲 酒	薬 物 乱 用	悪 質 な 言 動	無 断 外 泊 ・ 家 出	わ い せ つ な 行 為	不 純 異 性 交 渉	そ の 他			
		生 徒 間	対 教 師	対 人																		
小 学 校	件数	1			1														8	10	22	
	男	2			1														6	9	13	
	女																		3	3	9	
中 学 校	件数				2														16	18	67	
	男				3														35	38	27	
	女																		10	10	40	

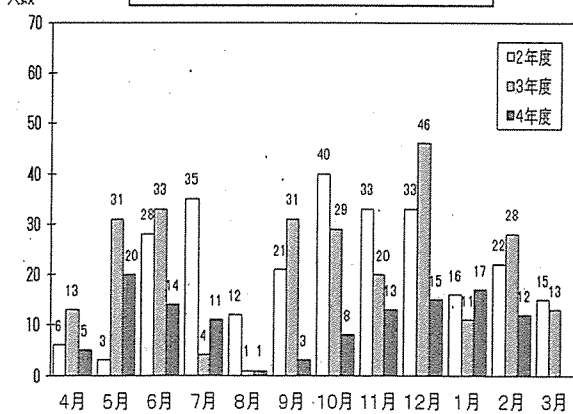
問題行動学年別指導人数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
男		1	1	1	1	5	9	31	6	1	38
女				2	1		3	1	8	1	10
計		1	1	3	2	5	12	32	14	2	48

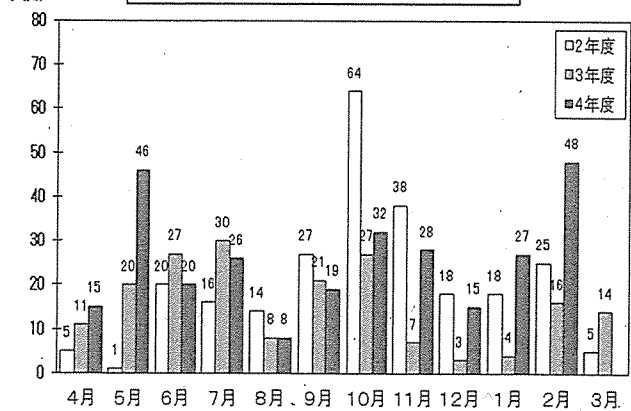
不登校児童生徒学年別人数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
男		1	1	4	4	3	13	8	9	10	27
女	1	1	3	2	2		9	8	17	15	40
計	1	2	4	6	6	3	22	16	26	25	67

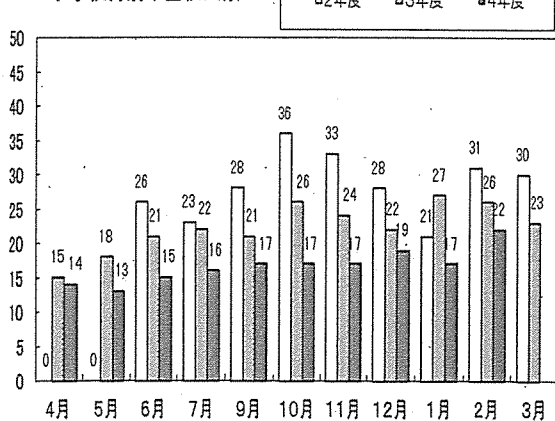
小学校における問題行動指導延べ人数



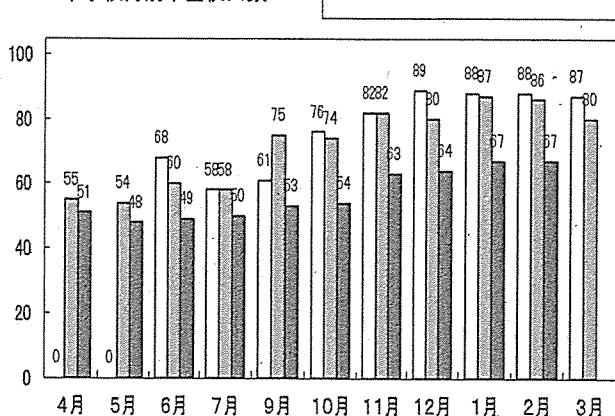
中学校における問題行動指導延べ人数



小学校月別不登校人数



中学校月別不登校人数



※はぐくみ第441号より抜粋

参考資料

3月の生徒指導上の事象

件数と男女別指導延べ人数（令和5年3月1日～3月31日）

問題行動 件数 校種	1 暴力 生徒 間	2 対教 師	3 対人 間	4 器物 損壊	5 恐 ろ	6 万 引	7 金 銭・ 物品	8 盗 窃・ バイク 自転	9 金 銭の 持ち 出し	10 火 災	11 喫 煙	12 飲 酒	13 薬 物 乱 用	14 悪 質 な 言 動・ 不健 全	15 無 断 外 泊・ 家出	16 わい せつ な 行 為	17 不 純 異 性 交 遊	18 そ の 他	19 不 登 校	20 そ の 他 被 害 等
小 学 校	1			1		1												1	4	21
男	1			1		1												1	4	13
女																				8
中 学 校				2														3	5	65
男				3														6	9	27
女																		2	2	38

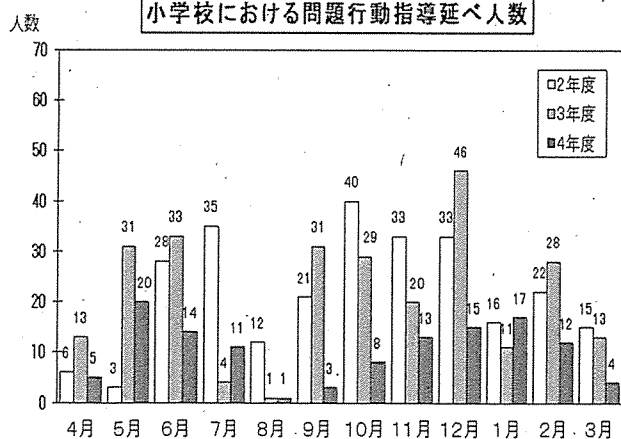
問題行動学年別指導人数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
男		1			1	2	4	3	6		9
女									1	1	2
計	1				1	2	4	3	7	1	11

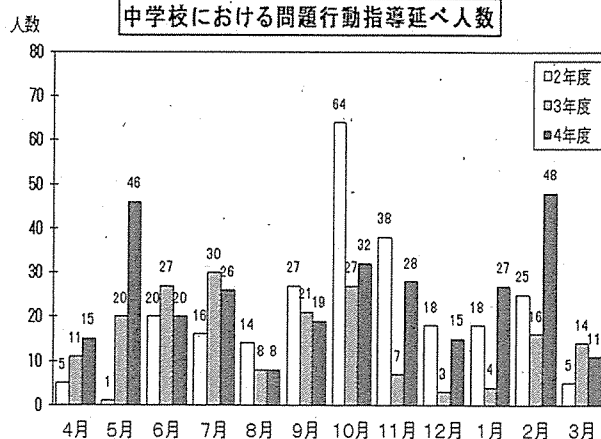
不登校児童生徒学年別人数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
男		1	1	4	4	3	13	8	9	10	27
女	1		3	2	2		8	8	17	13	38
計	1	1	4	6	6	3	21	16	26	23	65

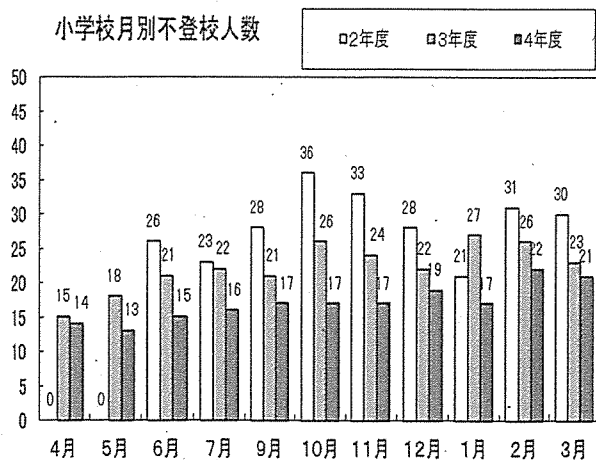
小学校における問題行動指導延べ人数



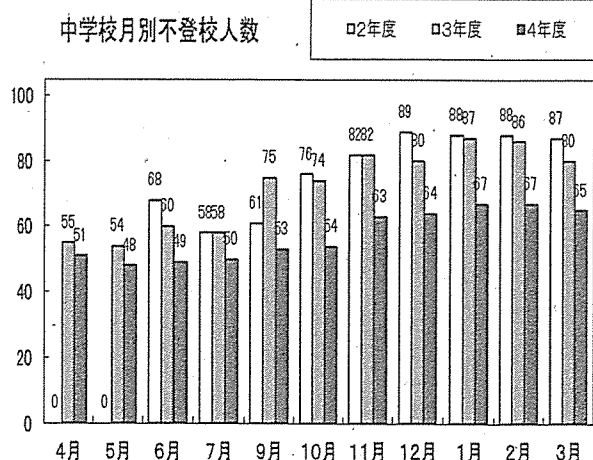
中学校における問題行動指導延べ人数



小学校月別不登校人数



中学校月別不登校人数



※はぐくみ第442号より抜粋

参考資料

4月の生徒指導上の事象

件数と男女別指導延べ人数（令和5年4月1日～4月30日）

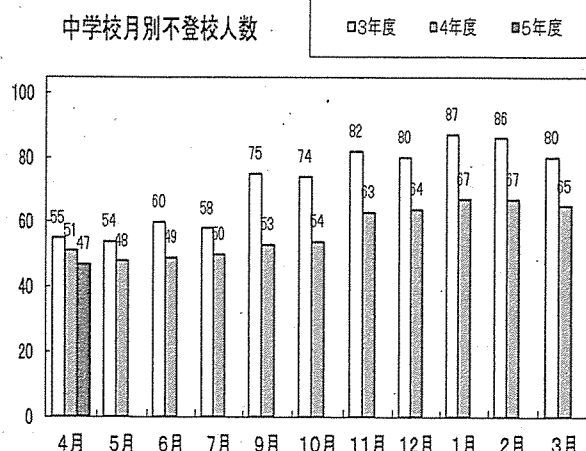
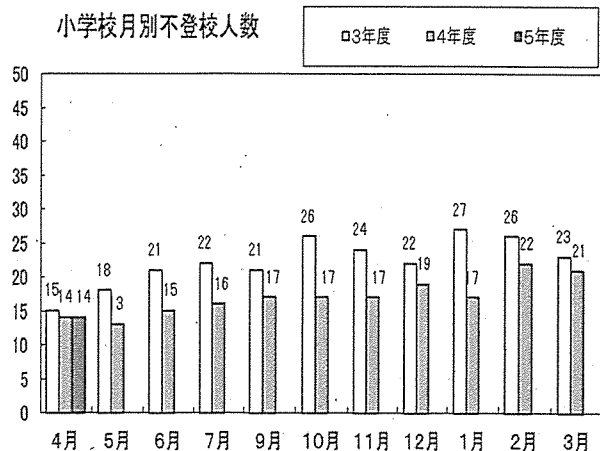
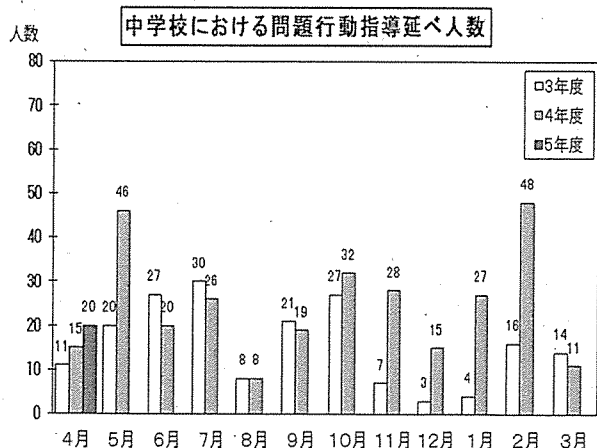
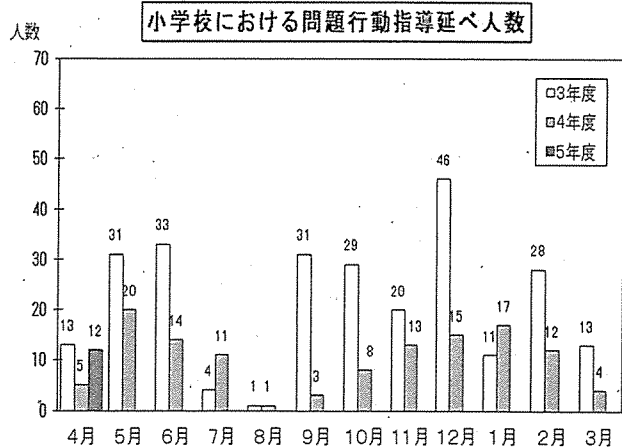
問題行動 件数 校種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計	19	20															
																						暴力		器物損壊	恐ろしい	窃盗	金銭の持ち出し	火遊び	喫煙	飲酒	薬物乱用	悪質少年・不健全	無断外泊・家出	わいせつな行為	不純異性交遊	その他の
																						生徒間	対教師													
小	件数	1		1		1			1									6	10	14																
学	男	1		1		1												7	10	7																
校	女								1									1	2	7																
中	件数	1	1	3											1			9	15	47																
学	男	2	1	4											1			8	16	22																
校	女																	4	4	25																

問題行動学年別指導人数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
男		3	6		1		10	1	8	7	16
女						2	2		3	1	4
計		3	6		1	2	12	1	11	8	20

不登校児童生徒学年別人数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
男				1	2	4	7	2	10	10	22
女				2	3	2	7	1	11	13	25
計				3	5	6	14	3	21	23	47



※はぐくみ第443号より抜粋